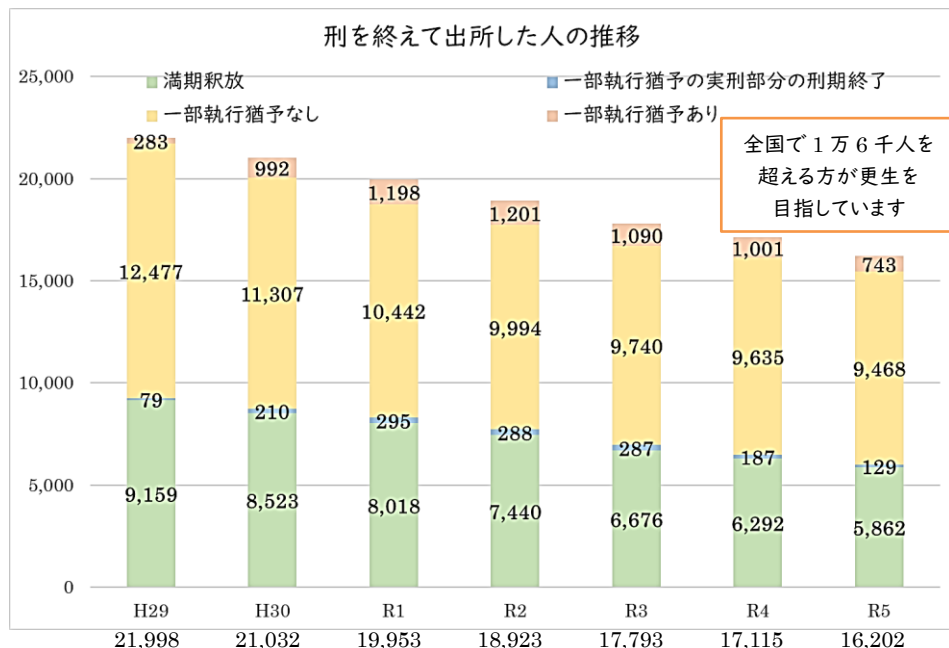


刑を終えて更生を目指す人を支えよう

(法務省 HP (https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo01_00032.html) を参考に作成)

市民一人ひとりが偏見や差別意識をもたず、

刑を終えた人を受け止めることができる確かな人権感覚を身に付けていく必要があります。



犯罪や非行をした人の更生が円滑に行われるためには、その人自身の更生への強い意欲と、その人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの温かい目と支援が必要です。

特に、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進が重要です。

そのため、更生を助け保護観察を担う保護司をはじめとする多くの更生保護関係者や、機関への理解と認識を深めるとともに、刑を終えて出所した人が、速やかに自立復帰のできる社会環境づくりに努めることが大切です。

(1) 保護観察

岐阜県：岐阜市美江寺町 2-7-2

岐阜法務総合庁舎別館 058-265-2651

保護観察は、全国 50 か所（各都府県 1 か所・北海道は 4 か所）の保護観察所に配置される保護観察官（全国に約 1,000 名）と、地域で活動する保護司（全国に約 46,000 名以上）とが協働して行います。

更生保護の
マスコットキャラクター
保護司のクジラ先生



犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、施設外、つまり、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われています。

(2) 更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、社会の中で健全に更生するのを支援し、再犯を防ぎ、社会を保護することで、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。法務省の保護観察所など国の機関が保護司などの地域のボランティアや関係機関・団体と連携しながら推進しています。

保護観察を受けている人の指導から、犯罪被害者等の支援、地域社会の啓発まで幅広い活動が行われています。

(3) 更生保護を支える人々

国の機関だけでは十分な効果を上げることが困難であるため、様々な方々が、それぞれの特性をいかして諸活動に積極的に参加されています。

保護観察所の保護観察官、法務大臣から委嘱されている保護司（民間ボランティア）の他、更生保護女性会や BBS 会（Big Brothers and Sisters Movement）、協力雇用主など、民間ボランティアの人たちが支えています。

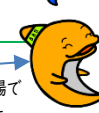
2023（令和 5）年における受刑者の出所事由別人員

（「令和 6 年度 犯罪白書」を参考に作成）

総数		16,986	割合
満期釈放等		5,991	(37.0)
満期釈放	5,862		
一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	129		
仮釈放		10,211	(63.0)
一部執行猶予なし	9,468		
一部執行猶予あり	743		
不定期刑終了		—	
恩赦		—	
刑執行停止		13	
労役場への移行		386	
留置施設等への移送		144	
逃走		—	
死亡		241	

BBS会員のイルカ兄さん・姉さん

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティアです。



(4) 民間更生保護施設（更生保護ネットワークの HP <https://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html> より）

社会復帰を強く願いながらも頼る人がないなど、すぐに仕事をしたり生活したりすることができない人に一定の期間住居を提供し、再出発を支える更生保護施設という民間施設が全国に 102 か所（男子施設 87、女子施設 7、男女施設 8）あります。



(5) 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。現在、全国で約 25,000 の協力雇用主が協力しています。

犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。

更生保護の
マスコットキャラクター



協力雇用主のアシカ親方

犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人々を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主

更生保護女性会員の

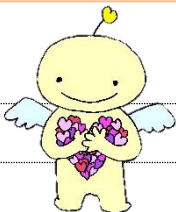
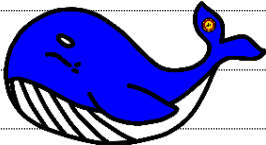
オコジョさん

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティアです。

あなたならどうしますか？「刑を終えて出所した人が同じあやまちをせず、社会復帰を図るためには、どうすればよいと考えますか」

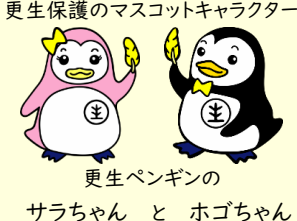
A	社会復帰を願う人に対する誤った認識や偏見をもたず、更生して自立できるように支援する。
B	行政などが住居や就職先について相談に応じる。
C	罪を犯した責任があるので、本人が努力をする。

最近の刑を終えて出所した人の人権をめぐる動向にかかわる主な動き

年	動き	岐阜市の主な動き(抜粋)
現在 2025 R7	(刑法等の一部を改正する法律に伴い) 4月1日「更生保護事業法」一部改正 6月1日「更生保護法」一部改正	
2024 R6	4月1日「更生保護法」、「更生保護事業法」、「再犯の防止等の推進に関する法律」一部改正	
2023 R5	3月「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 「りすたば」(リスタート・サポート)窓口を保護観察所にそれぞれ設置。 法務省として、地域からの相談、また地域援助などに、積極的にに関わり、息の長い支援に結び付けていく。	
2020 R2	3月「岐阜市再犯防止推進計画」を「第2期岐阜市地域福祉推進計画」に包含する形で策定 罪を犯した人が社会へ復帰し安定的な生活を送ることで、再び犯罪に手を染めることがないように、保護観察対象者について、岐阜山県保護区保護司会との就労支援に関する協定に基づき、就労の機会を提供。	
2017 H29	「再犯防止推進計画」が示される 地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえた、地域の状況に応じた再犯防止施策の実施と、 国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が求められた。	
2016 H28	12月「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行 立ち直りを支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため。 検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、 犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていた。	
2010 H22	8月「福島自立更生促進センター(定員男性20人)」開所	
2009 H21	6月「北九州自立構成促進センター(定員男性14人)」開所 9月「茨城就業支援センター(定員男性12人)」開所	
2008 H20	6月1日「更生保護法」施行 保護観察における遵守事項を整理・充実させるとともに、受刑者等の社会復帰のための 生活環境の調整を一層充実させ、また、犯罪被害者等が関与する制度が導入される。	正しく知ることが 相手を思いやることに つながります
2007 H19	6月「更生保護法」制定 「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合したもの。 10月「北海道 沼田町就業支援センター(定員男性12人)」開所	
1999 H11	「保護司法」(一部改正)	
1995 H7	「更生保護事業法」施行	
1956 S31	「売春防止法」制定	岐阜市人権啓発シンボルマーク 「あったかハートちゃん」 2003(H15)年より使用
1954 S29	「執行猶予者保護観察法」制定	
1951 S26	“社会を明るくする運動”スタート	
1950 S25	「更生緊急保護法」、「保護司法」制定 更生保護会(更生保護施設)と保護司の民間における更生保護の実施機関の整備がなされる。	更生保護の マスコットキャラクター 保護司のクジラ先生
1949 S24	7月「犯罪者予防更生法」制定 新たな国家の制度として更生保護が成立	
これ以前は省略しています		

毎年7月強調月間 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

立ち直ろうとしている人を
いつも温かく見守り、
犯罪や非行のない
幸せな社会を願う
心優しいペンギン。
胸の「生きるマーク」が
ポイント。



すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生への理
解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こ
うとする全国的な運動です。
岐阜市では、街頭啓発や、小学生による書写展、中学生の作文コン
テストなど様々な取組が行われています。